

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（医療政策課）	61
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局）	61
○獣医療法施行細則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	62
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	76
○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………（商業経済交流課）	77
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	77
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可……………（農業支援課）	77
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	77
○土地改良事業の施行の同意……………（農業施設管理課）	77
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	77
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	78
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	78
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	79
○道路の供用の開始……………（道路課）	79
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	80
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災課）	81
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災課）	81
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納局総務課）	85
○北海道指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課）	85
支 庁 告 示	
○貸金業法の規定による貸金業務の停止処分……………	86
○特定調達契約に係る落札者等の公示（４件）……………	86
道立緑ヶ丘病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	90
道教育庁上川教育局告示	

○特定調達契約に係る入札の公告……………	90
道教育庁根室教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	91
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	93
道公安委員会規則	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	94
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	94

規 則
北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年３月27日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第16号 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。 第２条の２第２号中「（昭和22年法律第18号）第４条第１項の」を「（平成19年法律第53号）第５条第２項に規定する」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年３月27日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第17号 北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。 第２条中「とき又は」を「とき、」に改め、「採ったとき」の次に「又は法第６条の２第１項に規定する日常生活上の援助若しくは生活指導若しくは就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行ったとき」を加え、「又は入所等の措置」を「、入所等の措置又は

児童自立生活援助」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 児童相談所長の入居又は入居の委託の措置を受けた法第6条の2第1項に規定する義務教育終了児童等であつて、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4第1項に規定する児童自立生活援助事業所に入居し、又は入居していた者（以下「児童自立生活援助事業所入居者」という。）

第3条中「又は未成人被措置者の扶養義務者」を「、未成人被措置者の扶養義務者又は児童自立生活援助事業所入居者」に改める。

別表第2の表中「120,000円」を「60,000円」に、「120,001円」を「60,001円」に改め、同表末尾欄外注1の事項中「第314条の7及び同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8、同法附則第5条第3項並びに同法附則第5条の4第6項」に改め、同注2の事項中「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、「第92条第1項」を「第78条第2項第1号、第92条第1項」に、「第41条の19の2第1項及び」を「第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに」に改め、同注3の事項中「助産施設」の次に「、小規模住居型児童養育事業所」を加え、同注4の事項中「及び情緒障害児短期治療施設通所部」を「、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業所」に改め、同注8の事項を削り、同注9の事項を同注8の事項とし、同注10の事項を同注9の事項とし、同注11の事項を同注10の事項とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1の(1)6の事項中「エックス線装置」を「エックス線装置等」に改め、同様式その1の(1)末尾欄外注3の事項を次のように改める。

- 3 「6 エックス線装置等の有無（有・無）」については、獣医療法施行規則第1条第1項第6号に規定するエックス線装置、同項第7号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置、同項第8号に規定する診療用放射線照射装置、同項第9号に規定する診療用放射線照射器具、同項第10号に規定する放射性同位元素装備診療機器又は同項第11号に規定する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位

元素のいずれかの装置等を備えている場合は、有に○を付け、別紙1から別紙6までの該当する概要書を添付すること。

別記第1号様式その1の(2)末尾欄外注2の事項中「第1条第1項第5号」を「第1条第1項第6号」に、「別紙」を「別紙1」に改め、同様式その1の別紙を次のように改める。

別紙1

エックス線装置に関する概要書

1 エックス線装置に関する事項

製 作 者 名		
型 式		
台 数 （ 総 台 数 ）		台（計 台）
装 置 の 種 類		☐ 据置型 ☐ 移動型 ☐ 携帯型
主 な 用 途		☐ 透視 ☐ 撮影 ☐ 治療
定 格 出 力	長 時 間	管電圧 (kV) 管電流 (mA)
	短 時 間	管電圧 (kV) 管電流 (mA) 時間 (秒)
	蓄 電 式	管電圧 (kV) コンデンサ容量 (μF)
使 用 場 所		☐ エックス線診療室（専用室） ☐ 診療室（据え置いて使用） ☐ 診療室（移動して一時的に使用） ☐ 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 ☐ 診療用放射線照射装置使用室 ☐ 診療用放射線照射器具使用室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ☐ 診療施設外 ☐ その他（ ）

2 エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(1) 共通事項

ア エックス線管の容器及び照射筒

定格管電圧が50 kV以下の治療用	装置の接触可能表面から5 cmの距離において空気カーマ率	有 ・ 無
-------------------	------------------------------	-------

エックス線装置	が1.0mGy/時以下になる構造	
定格管電圧が50kVを超える治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率が300mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
	エックス線管焦点から1mの距離において空気カーマ率が10mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
定格管電圧が125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mの距離において空気カーマ率が0.25mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1mの距離において空気カーマ率が1.0mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
コンデンサ式エックス線高電圧装置	充電状態で、照射時以外のとき装置の接触可能表面から5cmの距離において空気カーマ率が20 μ Gy/時以下になる構造	有 ・ 無

イ 付加ろ過板

定格管電圧が70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	mmAl 当量 (1.5mm以上)
治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置	mmAl 当量 (2.5mm以上)

(2) 透視用エックス線装置

警報装置付き透視時間積算タイマー	有 ・ 無
照射野絞り装置	☐ 有 ☐ 無（獣医療法施行規則第8条第2項第2号イに該当） ☐ 無（獣医療法施行規則第8条第2項第2号ロに該当）
受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、受像器の接触可能表面から10cmの距離において150 μ Gy/時以下になる構造	有 ・ 無

最大受像面を3.0cm超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から10cmの距離において150 μ Gy/時以下になる構造	有 ・ 無
利用線すい以外のエックス線に対する防護措置	☐ 防護衝立 ☐ 防護スクリーン ☐ その他（ ）

(3) 撮影用エックス線装置

照射野絞り装置	☐ 有 ☐ 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） ☐ 無（獣医療法施行規則第8条第3項第1号イに該当） ☐ 無（獣医療法施行規則第8条第3項第1号ロに該当）
移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び被照射体から2m以上離れた位置において操作できる構造	有 ・ 無

(4) 治療用エックス線装置

ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置	有 ・ 無
---	-------

3 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

エックス線診療室名 （装置を据え置いて使用する室）		
しゃへい物等の材質及び厚さ	天井	(厚さ)
	床	(厚さ)
	周囲のしゃへい物(壁等)	(厚さ)
	出入口の扉	(厚さ)
人が常時立ち入る場所における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無（理由： ）

エックス線診療室又はエックス線を使用する室である旨を示す標識	有 ・ 無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無

4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管 理 区 域 境 界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無
	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）	☐ 鉗子 ☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ 防護手袋 ☐ 防護スクリーン ☐ 防護前掛け ☐ その他（ ）	
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法	☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他（ ）	

5 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏 名	エ ッ ク ス 線 診 療 に 関 す る 経 歴 （ 従 事 年 数 、 研 修 受 講 状 況 等 ）

注意事項

- エックス線診療に従事する獣医師の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、エックス線装置

の位置、装置から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

- エックス線診療室と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

- エックス線装置診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）。

- 移動型エックス線装置（装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。

別記第1号様式その1の別紙1の次に次のように加える。

別紙2

診療用高エネルギー放射線発生装置に関する概要書

1 診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項

製 作 者 名	
型 式	
台 数 （ 総 台 数 ）	台（計 台）
定 格 出 力	エ ッ ク ス 線 最大エネルギー (MeV)
	電 子 線 最大エネルギー (MeV)
設 置 型	☐ 据置型 ☐ 移動型
使 用 場 所	☐ 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 ☐ 手術室

2 診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

発生管容器からの漏えい放射線量が利用線すいの放射線の放射線量の1/1000以下になる構造	有 ・ 無
照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減する防護装置	有 ・ 無
放 射 線 発 生 時 の 自 動 表 示 装 置	有 ・ 無
イ ン タ ー ロ ッ ク	有 ・ 無
移動型装置の保管条件	保 管 場 所 ☐ 管理区域内（室 名： ） ☐ 管理区域外（室名等： ）
	保 管 場 所 の 施 錠 有 ・ 無

3 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名	
しゃへい物等の 材質及び厚さ	天 井 (厚さ)
	床 (厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (壁等) (厚さ)
	出 入 口 の 扉 (厚さ)
人が常時立ち入る場所における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
出入口の放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無
遠 隔 操 作 構 造	有 ・ 無
使用室である旨を示す標識	有 ・ 無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無

4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管 理 区 域 境 界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無
	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）		☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ 防護スクリーン ☐ その他 ()
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他 ()

5 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴 (従 事 年 数 、 研 修 受 講 状 況 等)

6 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

許 可 年 月 日	許 可 番 号	放 射 線 取 扱 主 任 者 氏 名

注意事項

- 1 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の平面図及び縦断面図を添付すること（診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の図面は、装置の位置、装置から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。
- 3 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、装置のアイソセンターからの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 4 移動型診療用高エネルギー放射線発生装置の場合は、保管場所を明記した図面を添付すること。
- 5 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

別紙3

診療用放射線照射装置に関する概要書

1 診療用放射線照射装置に関する事項

製 作 者 名	

型 式	
放射性同位元素の種類（核種）	
1個（台）当たりの数量（GBq） 及び個（台）数	
合 計 数 量（GBq）	
使 用 場 所	☐ 診療用放射線照射装置使用室 ☐ エックス線診療室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

2 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

照射口が閉鎖されている状態で放射線源の収納容器から1mの距離において空気カーマ率が70 μ Gy/時以下になる構造	有 ・ 無
二 次 電 子 ろ 過 板	有 ・ 無（理由： ）
照 射 口 開 閉 用 遠 隔 操 作 構 造	有 ・ 無（理由： ）

3 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名	
しゃへい物等の材質及び厚さ	天 井 (厚さ)
	床 (厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (壁等) (厚さ)
	出 入 口 の 扉 (厚さ)
主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性	耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
人が常時立ち入る場所における実効線量が1mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
出入口の放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無
使用室である旨を示す標識	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無

4 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

貯 蔵 施 設 の 形 態		貯蔵室・貯蔵箱・その他（ ）
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造		有 ・ 無
人が常時立ち入る場所における実効線量が 1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
貯 蔵 室	主要構造部等の耐火性	有・無（理由： ）
	建築基準法施行令第112 条第1項に規定する特定 防火設備に該当する防火 戸	有 ・ 無
貯 蔵 箱	耐 火 性 の 構 造	有・無（理由： ）
出 入 口 の 数		・ 通常の出入口 箇所 ・ その他 箇所（用途）
か ぎ 等 の 閉 鎖 設 備 ・ 器 具		有 ・ 無
貯 蔵 施 設 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無
貯 蔵 容 器	貯蔵時の1 mの距離にお ける実効線量率が100 μSv/時以下になる構造	有・無（理由： ）
	貯蔵容器である旨を示す 標識	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及 び数量の表示	有 ・ 無
受 皿 、 吸 収 材 等 の 設 備 ・ 器 具		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

5 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造の概要

運搬時の1mの距離における実効線量率が100 μ Sv/時以下になる構造	有 ・ 無
運 搬 容 器 で あ る 旨 を 示 す 標 識	有 ・ 無
放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無

6 放射線治療収容室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性	耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
---------------------	-------------------

人が常時立ち入る場所における実効線量が 1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線治療収容室である旨を示す標識		有 ・ 無
内部の壁、床等 の構造等	突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等の透き間の少 ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液 体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表 面仕上げ	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

7 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管 理 区 域 境 界	実効線量を1.3mSv/3月 以下とする防護措置	有 ・ 無
	管理区域である旨を示す 標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措 置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を 250 μ Sv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線診療従事者等の防護措置（放射線防 護用具等）		☐ 鉗子 ☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ 防護手袋 ☐ 防護スクリーン ☐ 防護前掛け ☐ その他（ ）
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方 法		☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他（ ）

8 診療用放射線照射装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴 （ 従 事 年 数 、 研 修 受 講 状 況 等 ）

9 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可 の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱 主任者の氏名

許 可 年 月 日	許 可 番 号	放 射 線 取 扱 主 任 者 氏 名

注意事項

- 1 診療用放射線照射装置を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 2 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。
- 3 診療用放射線照射装置使用室等と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 4 診療用放射線照射装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

別紙4

診療用放射線照射器具に関する概要書

1 診療用放射線照射器具に関する事項

放射性同位元素の種類（核種）及び物理的 半減期		
型 式		
1 個 当 た り の 数 量 （ MBq ） 及 び 個 数		
合 計 数 量 （ GBq ）		
物理的半減期 30日以下のもの	年 間 使 用 予 定 数 量 （ MBq ）	
	1 日 最 大 使 用 予 定 数 量 （ MBq ）	
	最 大 貯 蔵 予 定 数 量	

	(MBq)	
使 用 場 所		☐ 診療用放射線照射器具使用室 ☐ エックス線診療室 ☐ 診療用放射線装置使用室 ☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ☐ 手術室 ☐ 放射線治療収容室

2 診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名	
しゃへい物等の 材質及び厚さ	天 井 (厚さ)
	床 (厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (厚さ) (壁等)
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無

3 貯蔵施設等の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

貯 蔵 施 設 の 形 態	貯蔵室・貯蔵箱・その他 ()
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有 ・ 無
人が常時立ち入る場所における実効線量が 1 mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
貯 蔵 室	主要構造部等の耐火性 有・無（理由： ）
	建築基準法施行令第112 条第1項に規定する特定 防火設備に該当する防火 戸 有 ・ 無
貯 蔵 箱	耐 火 性 の 構 造 有・無（理由： ）
出 入 口 の 数	・通常の出入口 箇所 ・その他 箇所（用途）
か ぎ 等 の 閉 鎖 設 備 ・ 器 具	有 ・ 無
貯 蔵 施 設 で あ る 旨 を 示 す 標 識	有 ・ 無

貯 蔵 容 器	貯蔵時の1 mの距離にお ける実効線量率が100 μ Sv/時以下になる構造	有・無（理由： ）
	貯蔵容器である旨を示す 標識	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及 び数量の表示	有 ・ 無
受 皿 、 吸 収 材 等 の 設 備 ・ 器 具		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

4 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造の概要

運搬時の1 mの距離における実効線量率が 100 μ Sv/時以下になる構造	有 ・ 無
運 搬 容 器 で あ る 旨 を 示 す 標 識	有 ・ 無
放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無

5 放射線治療収容室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
人が常時立ち入る場所における実効線量が 1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線治療収容室である旨を示す標識		有 ・ 無
内部の壁、床等 の構造等	突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等の透き間の少 ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液 体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表 面仕上げ	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

6 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

	実効線量を1.3mSv/3月 以下とする防護措置	有 ・ 無
--	-----------------------------	-------

管理区域境界	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μ Sv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）		☐ 鉗子 ^{かん} ☐ 防護衝立 ☐ 防護スクリーン ☐ その他（ ） ☐ 防護衣 ☐ 防護手袋 ☐ 防護前掛け
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他（ ）

7 診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	放射線診療に関する経歴 (従事年数、研修受講状況等)

8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射性取扱主任者の氏名

氏名

注意事項

- 診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。

- 診療用放射線照射器具使用室等と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 診療用放射線照射器具使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

別紙5

放射性同位元素装備診療機器に関する概要書

1 放射性同位元素装備診療機器に関する事項

製作者名	
型式	
台数（総台数）	台（計 台）
用途	☐ 骨塩定量分析用 ☐ 輸血用血液照射用 ☐ ガスクロマトグラフ用
装備する放射性同位元素の種類（核種）	☐ ¹²⁵ I ☐ ²⁴¹ Am ☐ ¹⁵³ Gd（骨塩定量分析装置） ☐ ⁶³ Ni（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ） ☐ ¹³⁷ Cs（輸血用血液照射装置）
装備する放射性同位元素の数量（MBq又はTBq）	
使用場所	☐ 放射性同位元素装備診療機器使用室 ☐ 獣医療法施行規則第6条の5に定める構造設備の基準に適合する室（室名： ）

2 放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造の概要

(1) 骨塩定量分析装置

装備する放射性同位元素の数量が0.11TBq以下		適	・	否
機器を使用しないときの機器表面の実効線量率 ^が 600nSv/時以下になる構造		有	・	無
機器使用時の機器から1mの距離における実効線量率 ^が 6 μ Sv/時以下になる構造		有	・	無
線源収納容器	耐火構造	有	・	無
	線源を容易に取り外しができず、かつ、線源が脱落す	有	・	無

	るおそれのない構造	
機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識		有 ・ 無
機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

(2) ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ

装備する放射性同位元素の数量が740MBq 以下		適 ・ 否
機器表面の実効線量率が600nSv/時以下になる構造		有 ・ 無
線源収納容器	耐 火 構 造	有 ・ 無
	線源を容易に取り外しができず、かつ、線源が脱落するおそれのない構造	有 ・ 無
	導入口及び排出口のキャップ等による密閉構造	有 ・ 無
	ねじ等による機器への固定構造	有 ・ 無
機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識		有 ・ 無
機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

(3) 輸血用血液照射装置

装備する放射性同位元素の数量が200TBq 以下		適 ・ 否
機器から 1 m の距離における実効線量率が6 μ Sv/時以下になる構造		有 ・ 無
線源収納容器	耐 火 構 造	有 ・ 無
	線源を容易に取り外しができず、かつ、線源が脱落するおそれのない構造	有 ・ 無
	機器に固定されていて、容易に取り外しができない構	有 ・ 無

	造	
	機器開口部の開放時のしゃへい構造	有 ・ 無
機器開口部のかぎ等の閉鎖設備・器具		有 ・ 無
機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識		有 ・ 無
機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

3 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名		
主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
しゃへい物等の 材質及び厚さ	天 井	(厚さ)
	床	(厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (壁等)	(厚さ)
	出入口の扉	(厚さ)
扉等外部に通ずる部分のかぎ等の閉鎖設備 又は器具		有 ・ 無
使 用 室 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無
間 仕 切 り		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域境界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無
	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μ Sv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無

放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）	☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ 防護スクリーン ☐ その他（ ）
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法	☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他（ ）

5 放射性同位元素装備診療機器を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴 （ 従 事 年 数 、 研 修 受 講 状 況 等 ）

6 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

許 可 年 月 日	許 可 番 号	放 射 線 取 扱 主 任 者 氏 名

注意事項

- 放射性同位元素装備診療機器を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺を記入した縮図とすること。）。
- 放射性同位元素装備診療機器使用室と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。

別紙6

診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する概要書

1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項

放射性元素の種類	核 種	
	化 学 形 等	
形 状		
年 間 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
3 月 間 最 大 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
1 日 最 大 使 用 予 定 数 量 (MBq)		
最 大 貯 蔵 予 定 数 量 (MBq)		
使 用 場 所		☐ 診療用放射性同位元素使用室 ☐ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ☐ 放射線治療収容室 ☐ 手術室

2 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名		
主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
放射性同位元素準備室、診療を行う室及び放射性同位元素使用室内収容室の区画		有 ・ 無
しゃへい物等の材質及び厚さ	天 井	(厚さ)
	床	(厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (壁等)	(厚さ)
	出 入 口 の 扉	(厚さ)
人が常時立ち入る場所における実効線量が1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
使 用 室 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無
使用室の壁、床等の構造等	突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等の透き間の少ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液	

	体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表面仕上げ	有 ・ 無
出入口付近	汚染検査に必要な放射線測定器	有（測定器名及び台数： ） ・ 無
	汚染除去に必要な器材	有（ ） ・ 無
	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	更 衣 設 備	有 ・ 無
放射性同位元素準備室	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無
	フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無
診療を行う室	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	通 気 口	有 ・ 無
	通気口の排気設備との連結	有 ・ 無
放射性同位元素使用室内収容室	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	通 気 口	有 ・ 無
	通気口の排気設備との連結	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

3 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使 用 室 名		
主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
陽電子準備室、診療を行う室及び陽電子使用室内収容室の区画		有 ・ 無
しゃへい物等の材質及び厚さ	天 井	(厚さ)
	床	(厚さ)
	周 囲 の し ゃ へ い 物 (壁等)	(厚さ)
	出 入 口 の 扉	(厚さ)
人が常時立ち入る場所における実効線量が1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
使用室である旨を示す標識		有 ・ 無
陽電子放射断層撮影装置の遠隔操作構造		有 ・ 無
使用室の壁、床等の構造等	突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等の透き間の少ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面仕上げ	有 ・ 無
出入口付近	汚染検査に必要な放射線測定器	有（測定器名及び台数： ） ・ 無
	汚染除去に必要な器材	有（ ） ・ 無
	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
陽電子準備室	更 衣 設 備	有 ・ 無
	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
陽電子準備室	フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無

	フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無
診療を行う室	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	通 気 口	有 ・ 無
	通気口の排気設備との連結	有 ・ 無
陽電子使用室内収容室	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
	通 気 口	有 ・ 無
	通気口の排気設備との連結	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

4 貯蔵施設等の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

貯 蔵 施 設 の 形 態		貯蔵室・貯蔵箱・その他 ()
外 部 と 区 画 さ れ た 構 造		有 ・ 無
人が常時立ち入る場所における実効線量が1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
貯 蔵 室	主要構造部等の耐火性	有・無（理由： ）
	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	有・無（理由： ）
貯 蔵 箱	耐 火 性 の 構 造	有・無（理由： ）
出 入 口 の 数		・ 通常の出入口 箇所 ・ その他 箇所（用途）
か ぎ 等 の 閉 鎖 設 備 ・ 器 具		有 ・ 無
貯 蔵 施 設 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無
	貯蔵時の1 mの距離にお	

貯 蔵 容 器	ける実効線量率が100 μ Sv/時以下になる構造	有 ・ 無
	気 密 構 造	有 ・ 無
	液体のこぼれにくい構造	有 ・ 無
	液体が浸透しにくい材料の使用	有 ・ 無
	貯蔵容器である旨を示す標識	有 ・ 無
	放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無
受 皿 、 吸 収 材 等 の 設 備 ・ 器 具		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無

5 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造の概要

運搬時の1 mの距離における実効線量率が100 μ Sv/時以下になる構造	有 ・ 無
気 密 構 造	有 ・ 無
液 体 の こ ぼ れ に く い 構 造	有 ・ 無
液体が浸透しにくい材料の使用	有 ・ 無
運 搬 容 器 で あ る 旨 を 示 す 標 識	有 ・ 無
放射性同位元素の種類及び数量の表示	有 ・ 無

6 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(1) 共通事項

人が常時立ち入る場所における実効線量が1 mSv/週以下とする防護措置	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無

(2) 排水設備

排液処理槽の構造、容量及び基数	室内式（六面体）・埋設式・その他 ()
	貯留槽 $m^3 \times$ 基 希釈槽 $m^3 \times$ 基

排 液 浄 化 装 置		有 ・ 無
排水口での排液中の放射性同位元素濃度を 獣医療法施行規則第18条の2 第1 項に定め る濃度限度以下とする能力		有 ・ 無
排 水 監 視 設 備		有 ・ 無
排 液 の 漏 れ に く い 構 造		有 ・ 無
排液が浸透しにくく、腐食しにくい材料の 使用		有 ・ 無
排 液 処 理 槽	排液を採取するための構 造	有 ・ 無
	排液中の放射性同位元素 の濃度を測定するための 構造	有 ・ 無
	排 液 流 出 調 整 装 置	有 ・ 無
	上部開口部における構造 等	☐ ふたのできる構造 ☐ さく等による立入制限措置
排 水 設 備 で あ る 旨 を 示 す 標 識		有 ・ 無

(3) 排気設備

排風機の台数及び排気能力（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）	
排気浄化装置の台数及びフィルターの種類	
使用室等の換気能力（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）	
排気口での排気中の放射性同位元素濃度を 獣医療法施行規則第18条の2第1項に定め る濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
人が常時立ち入る場所での空気中の放射性 同位元素濃度を獣医療法施行規則第18条の 2第2項に定める濃度限度以下とする能力	有 ・ 無
排 気 監 視 設 備	有 ・ 無
気 体 の 漏 れ に く い 構 造	有 ・ 無
腐 食 し に く い 材 料 の 使 用	有 ・ 無
自動ダンパー等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無
排 気 設 備 で あ る 旨 を 示 す 標 識	有 ・ 無

(4) 焼却施設

ア 焼却炉

気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにく い構造	有 ・ 無
排 気 設 備 と の 連 結	有 ・ 無
焼却残さの搬出口と廃棄作業室との連結	有 ・ 無

イ 廃棄作業室

内部の壁、床等 の構造	突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等の透き間の少 ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液 体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表 面仕上げ	有 ・ 無
フード、グローブボックス等の装置が排気 設備との連結		有 ・ 無
廃 棄 作 業 室 で あ る 旨 の 標 識		有 ・ 無

ウ 汚染検査室

人が常時出入りする廃棄施設の出入口の付 近等放射性同位元素による汚染の検査を行 うのに最も適した場所に設置		有 ・ 無
内部の壁、床等 の構造	突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等の透き間の少 ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液 体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表 面仕上げ	有 ・ 無
洗 浄 設 備		有 ・ 無
洗 浄 設 備 の 排 水 設 備 と の 連 結		有 ・ 無
更 衣 設 備		有 ・ 無
汚 染 検 査 の た め の 放 射 線 測 定 器		有 ・ 無

汚染の除去に必要な器材	有 ・ 無
汚染検査室である旨を示す標識	有 ・ 無

(5) 保管廃棄設備

外 部 と 区 画 さ れ た 構 造		有 ・ 無
扉、ふた等へのかぎ等の閉鎖設備又は器具		有 ・ 無
保管廃棄容器	耐 火 性 の 構 造	有 ・ 無（理由：

7 放射線治療収容室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

主 要 構 造 部 等 の 耐 火 性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
人が常時立ち入る場所における実効線量が 1 mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線治療収容室である旨を示す標識		有 ・ 無
内部の壁、床等 の 構 造 等	突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等の透き間の少 ない構造	有 ・ 無
	平滑であり、気体又は液 体が浸透しにくく、かつ、 腐食しにくい材料での表 面仕上げ	有 ・ 無
出 入 口 付 近	汚染検査に必要な放射線 測定器	有（測定器名及び台数： ） ・ 無
	汚染除去に必要な器材	有（ ）・ 無
	洗 浄 設 備	有 ・ 無
	洗浄設備の排水設備との 連結	有 ・ 無

	更衣設備	有 ・ 無
通気口		有 ・ 無
通気口の排気設備との連結		有 ・ 無

8 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域境界	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有 ・ 無
	空気中の放射性同位元素の3月間平均濃度を獣医療法施行規則第18条の2第3項第1号に定める濃度限度の1/10以下とする防護装置	有 ・ 無
	放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度を獣医療法施行規則第18条の2第6項に定める表面密度限度の1/10以下とする防護措置	有 ・ 無
	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無
居住区域及び敷地境界の実効線量を250 μSv/3月以下とする防護措置		有 ・ 無
放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）		☐ 鉗子 ☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ 防護手袋 ☐ 防護スクリーン ☐ 防護前掛け ☐ その他（ ）
放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		☐ 光刺激蛍光線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計 ☐ 電子ポケット線量計 ☐ 熱蛍光線量計 ☐ その他（ ）

9 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師

の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏 名	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴 (従 事 年 数 、 研 修 受 講 状 況 等)

10 獣医療法施行規則第7条第1項の規定により選任された放射線管理責任者の氏名及び放射性同位元素の取扱いに関する経歴

氏 名	放 射 性 同 位 元 素 の 取 扱 い に 関 す る 経 歴

注意事項

- 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師の氏名欄には、使用する全員の氏名を記入すること。
- 排気設備及び排水設備の位置並びに排気及び排水の系統を示す図面を添付すること。
- 診療用放射性同位元素使用室等又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射性同位元素使用室等又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室等の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ、表面の仕上げ材料並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 診療用放射性同位元素使用室等又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室等と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、線源からの距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

別記1号様式その2の3の事項の次に次の1事項を加える。

4 備考

別記第1号様式その2に注として次のように加える。

注1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合には、その旨及び廃止後の措置に関する次の概要を「4 備考」に記載すること。

- (1) 放射性同位元素による汚染の除去の概要（除去を行った年月日、場所、方法、測定値等）

(2) 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要（譲渡又は廃棄を行った年月日、方法、譲渡先名又は廃棄業者名等）

2 放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し、又は廃棄した場合は、受領書等の写しを添付すること。

別記第1号様式その3の2の事項の次に次の1事項を加える。

3 備考

別記第1号様式その3に注として次のように加える。

注1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合には、その旨及び廃止後の措置に関する次の概要を「3 備考」に記載すること。

(1) 放射性同位元素による汚染の除去の概要（除去を行った年月日、場所、方法、測定値等）

(2) 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要（譲渡又は廃棄を行った年月日、方法、譲渡先名又は廃棄業者名等）

2 放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し、又は廃棄した場合は、受領書等の写しを添付すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の獣医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の獣医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第209号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道本庁舎（地下2階電気室）で使用する電力
 - (1) 予定契約電力 2,360kW
 - (2) 年間予定使用電力量 6,891,000kWh
- 落札を決定した日
平成21年 3 月 4 日
- 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エネット (2) 住 所 東京都港区芝公園 1 丁目 8 番12号 4 落札金額 (1) 基 本 料 金 1,785円 (2) 電力量料金 11円49銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年 1 月16日付け北海道告示第29号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道告示第210号 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第 1 項の規定により、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定した。 平成21年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域 1 特例区域の名称 岩見沢市 4 ・ 3 及び 3 ・ 4 地区 2 特例区域の位置及び範囲 岩見沢市 3 条西 3 丁目 2 番 2、2 番 3、2 番 8、2 番11、2 番15から17まで及び 2 番19、3 条西 4 丁目 8 番 1、8 番 2 及び 8 番 6 から 8 まで、4 条西 3 丁目 1 番 1 及び 1 番 3 から 6 まで並びに 4 条西 4 丁目 4 番 1（次の図に示す部分） （「次の図」は、省略し、その図面を北海道経済部商工局商業経済交流課及び北海道空知支庁産業振興部商工労働観光課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第211号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成21年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可年月日 土地改良区名 平成21. 3. 16 倶知安土地改良区	同 秩父別土地改良区 北海道告示第212号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。 平成21年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要 秩父別土地改良区 滝の上頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 同 八丁目頭首工 同 北海道告示第213号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、平成21年 3 月31日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成21年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 地区名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所 恵岱別 農地集積加速化基盤整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水、客土） 北海道空知支庁 本 牧 同 同 北海道告示第214号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。 平成21年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 同意年月日 事業主体名 地 区 名 事 業 の 種 類 平成21. 3. 18 浦 幌 町 豊 北 維持管理 同 豊 富 町 有明農道幹線 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用道路） 北海道告示第215号
--	---

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字増幌753の1・810（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、743の1から743の3まで、744、753の2、753の3

- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養

- 3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 函館市尾札部町1432から1435まで・1450・1451・1456・1460・1461・2646から2648まで（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、1439の1、1440の3、1466、1468

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 茅部郡鹿部町字鹿部318の3地先・字大岩203の5地先・213

地先・113の1・213・214（以上3筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、112

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿部318の3地先、字大岩203の5地先、213地先、112、213、214

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

福島町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件			夕張市旭町40番2地先から		同	21. 3.30
ア 立木の伐採の方法			夕張市本町1丁目1番1地先まで			
(ア) 主伐は、択伐による。						
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			道道 岩 見 沢 石 狩 線 北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所		同	21. 3.27
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			道道 岩 内 洞 爺 線 北 海 道 小 樽 土 木 現 業 所		同	
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			岩内郡共和町老古美273番18地先から 岩内郡共和町老古美354番7地先まで 岩内郡共和町老古美57番22地先から 岩内郡共和町老古美47番14地先まで			
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに名寄市役所及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)			道道 岩 内 蘭 越 線 北 海 道 小 樽 土 木 現 業 所		同	
			磯谷郡蘭越町字新見5番地先から 磯谷郡蘭越町字新見5番地先まで 磯谷郡蘭越町字新見5番地先から 磯谷郡蘭越町字富岡1005番1地先まで			
北海道告示第218号			道道 蔵 岱 国 富 停 車 場 線 北 海 道 小 樽 土 木 現 業 所		同	
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を弟子屈町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成21年北海道告示第145号のとおりである。			道道 新 富 神 里 線 北 海 道 小 樽 土 木 現 業 所		同	
平成21年3月27日			道道 帯 広 浦 幌 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
所在が不明な者			道道 北 見 白 糠 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
川上郡弟子屈町字美留和原野62線46の4所在の森林について所有権を有する			道道 幕 別 帯 広 茅 室 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
			道道 旅 来 豊 頃 停 車 場 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
			道道 下 居 辺 高 島 停 車 場 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	21. 3.31
			道道 笹 川 土 幌 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
			道道 大 津 旅 来 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	21. 3.27
			道道 直 別 共 栄 線 北 海 道 帯 広 土 木 現 業 所		同	
			道道 上 厚 真 苫 小 牧 線 北 海 道 室 蘭 土 木 現 業 所		同	
			道道 新 冠 平 取 線 北 海 道 室 蘭 土 木 現 業 所		同	21. 3.31
			道道 新 冠 平 取 線 北 海 道 室 蘭 土 木 現 業 所		同	

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 月 形 厚 田 線	石狩市厚田区厚田71番6地先から	平成21. 3.27
北海道札幌土木現業所	石狩市厚田区厚田258番1地先まで	
	石狩市厚田区厚田224番1地先から	同
	石狩市厚田区厚田308番6地先まで	
道道 札 幌 夕 張 線	夕張郡栗山町字継立160番7地先から	同
北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町字継立160番7地先まで	
道道 夕 張 岩 見 沢 線	夕張市清水沢1丁目国有林石狩空知森林計画区40林班地先から	同
北海道札幌土木現業所	夕張市清水沢1丁目国有林石狩空知森林計画区40林班地先まで	

道道 十勝岳温泉美瑛線	上川郡美瑛町字美瑛原野46番1地先から	平成21. 3.27
北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野30番1地先まで	
道道 十勝岳温泉美瑛線	上川郡美瑛町字美瑛原野758番7地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野662番1地先まで	
道道 十勝岳温泉美瑛線	上川郡美瑛町字美瑛原野457番6地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野292番4地先まで	
道道 鷹栖江丹別線	上川郡鷹栖町2975番140地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町2429番11地先まで	
道道 上富良野旭中富良野線	空知郡中富良野町字富良野原野125番21地先から	同
北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字中富良野270番3地先まで	
道道 留辺蘂上富良野線	空知郡上富良野町1973番38地先から	同
北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町2554番9地先まで	
道道 ベルイ中富良野停車場線	空知郡中富良野町字中富良野7590番1地先から	同
北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字中富良野7544番地先まで	
道道 鷹栖東神楽線	上川郡東神楽町北3条東2丁目310番4地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡東神楽町北3条東2丁目355番68地先まで	
道道 鷹栖東神楽線	上川郡東神楽町南3条東1丁目311番9地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡東神楽町字東神楽329番9地先まで	
道道 鷹栖東神楽線	上川郡東神楽町字東神楽630番3地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡東神楽町字東神楽624番19地先まで	
道道 天人峡美瑛線	上川郡美瑛町字横牛11875番地先から	同
北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛709番21地先まで	
道道 共和嵐山線	旭川市江丹別町共和67番1地先から	同
北海道旭川土木現業所	旭川市江丹別町共和66番1地先から	

北海道告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
月形幌向線	石狩郡新篠津村5318番地先から			16.97mから		
北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村5471番地先まで		前	25.50mまで	1,017.50m	—

幕別大樹線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町寿町2番60地先から 中川郡幕別町字軍岡71番45地先まで	前	16.97mから 34.06mまで	1,014.60m	—
		後	16.97mから 34.06mまで	1,014.60m	—
美河三石停車場線 北海道室蘭土木現業所	日高郡新ひだか町三石歌笛40番2地先から 日高郡新ひだか町三石歌笛37番1地先まで	前	10.90mから 27.45mまで	752.96m	—
		後	10.90mから 27.45mまで	752.96m	—
平取厚真線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡むかわ町穂別仁和223番1地先から 勇払郡むかわ町穂別仁和719番地先まで	前	14.50mから 14.50mまで	50.00m	—
		後	13.50mから 14.50mまで	50.00m	—
苦小牧環状線 北海道室蘭土木現業所	苦小牧市字勇払132番18地先から 苦小牧市字沼ノ端2番74地先まで	前	14.01mから 21.13mまで	144.74m	—
		後	15.63mから 24.11mまで	144.74m	—
天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛原野414番32地先から 上川郡美瑛町字横牛11875番地先まで	前	15.25mから 29.93mまで	430.00m	—
		後	21.50mから 40.00mまで	439.90m	—
芽生貫気別線 北海道室蘭土木現業所	沙流郡平取町字芽生84番1地先（河川敷地）から 沙流郡平取町字芽生82番2地先（河川敷地）まで	前	15.25mから 29.93mまで	430.00m	—
		後	10.56mから 11.64mまで	110.17m	—
天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛原野414番32地先から 上川郡美瑛町字横牛11875番地先まで	後	10.56mから 11.64mまで	110.17m	—
		前	17.90mから 35.28mまで	132.41m	—
天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛原野414番32地先から 上川郡美瑛町字横牛11875番地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	517.66m	—
		後	19.00mから 21.00mまで	517.66m	—
天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字横牛原野414番32地先から 上川郡美瑛町字横牛11875番地先まで	前	19.00mから 21.00mまで	517.66m	—
		後	19.00mから 21.00mまで	517.66m	—

厚岸昆布森線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町片無去237番地先から 厚岸郡厚岸町片無去194番地先まで	前	20.00mから 26.70mまで	520.70m	—
		後	20.37mから 26.70mまで	520.70m	—
大沼公園鹿部線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町637番2地先から 亀田郡七飯町字大沼町616番地先まで	前	17.90mから 21.50mまで	268.50m	—
		後	17.90mから 21.50mまで	268.50m	—

北海道告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
唐津内左沢川（Ⅱ－22－0100）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字博多（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面は北海道函館土木現業所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する）

北海道告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町1丁目3（Ⅰ－3－157－1797）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目1（Ⅰ－3－158－1798）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目2（Ⅰ－3－159－1799）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目3（Ⅰ－3－160－1800）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目4（Ⅰ－3－161－1801）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町4丁目1（Ⅰ－3－162－1802）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 母恋南町5丁目の沢川（Ⅰ－33－0700） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目4（Ⅰ－3－165－1805） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目5（Ⅰ－3－166－1806） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目9（Ⅰ－3－168－1808） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目8（Ⅱ－3－104－1277） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 トッカリショ岬沢川（Ⅰ－33－0670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ポンチキュウ沢川（Ⅰ－33－0680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭高平町1（Ⅰ－3－254－1894） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭高平町2（A地区、B地区及びC地区）（I-3-255-1895） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中川（I-33-0460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市高平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭新富町1丁目1（I-3-139-1779） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市新富町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭新富町1丁目2（I-3-140-1780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市新富町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭新富町1-1（A地区、B地区及びD地区）（I-3-142-1782） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	室蘭市新富町1丁目、母恋北町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭新富町1丁目3（A地区、B地区及びC地区）（I-3-143-1783） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市新富町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭海岸町（I-3-108-1748） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市海岸町2丁目、沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜3（II-2-198-981） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前館浜4（II-2-199-982） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字館浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	---

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前館浜5（Ⅱ－2－200－983）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前館浜6（Ⅲ－2－58－439）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前館浜7（Ⅰ－2－299－1337）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前館浜9（Ⅱ－2－202－985）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 松前館浜10（Ⅰ－2－300－1338）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前館浜11（Ⅰ－2－301－1339）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字館浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前博多1（Ⅰ－2－292－1330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字博多、唐津（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前博多5（Ⅰ－2－293－1331）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字博多（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前博多6（Ⅰ－2－294－1332）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字博多（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前博多 2 (Ⅱ-2-190-973)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字博多 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前博多 4 (Ⅱ-2-192-975)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字博多 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前唐津 2 (Ⅱ-2-189-972)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字唐津 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上ノ国石崎 1 (Ⅰ-2-362-1400)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡上ノ国町字石崎 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上ノ国木ノ子4（Ⅰ-2-375-1413）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
タンコウの沢川（Ⅰ-24-1290）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
檜山郡上ノ国町字扇石（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所並びに室蘭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第223号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

２ 売りさばき人の項沼川農業協同組合の事項を削り、同項豊富町農業協同組合の事項を次のように改める。

北宗谷農業協同組合 平成21. 3.1 北宗谷農業協同組合

同	沼川支所
---	------

2 売りさばき人の項株式会社コスモサービスの事項の次に次の事項を加える。

北海道厚産株式会社 平成21. 3.16 むろらん広域センタービル内売店

北海道告示第224号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項株式会社みずほ銀行から株式会社りそな銀行までの事項を次のように改める。

株式会社 み ず ほ 銀 行	東 京 都	同
株式会社 三 井 住 友 銀 行	同	同
株式会社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	同	同
株式会社 り そ な 銀 行	大 阪 市	同

2 収納代理金融機関の項根室農業協同組合の事項を削り、別海町農業協同組合の事項中「別海町農業協同組合」を「道東あさひ農業協同組合」に改め、西春別農業協同組合及び上春別農業協同組合の事項を削り、泊村漁業協同組合の事項中「泊村漁業協同組合」を「古宇郡漁業協同組合」に改め、盃漁業協同組合及び神恵内村漁業協同組合の事項を削る。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第 6 号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の 6 の 4 の第 1 項規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第24条の 6 の 8 の規定により公告する。

平成21年 3 月27日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- | | |
|-----------|---|
| 1 住 所 | 札幌市清田区北野 1 条 2 丁目 8 番 2 号 |
| 2 商号又は名称 | 株式会社エクセル商事 |
| 3 代表者氏名 | 長谷 朋之 |
| 4 登録番号 | 北海道知事(2)石第02905号 |
| 5 業務停止の期間 | 平成21年 3 月18日から同年 4 月16日までの間の30日間 |
| 6 業務停止の範囲 | 新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。 |

北海道石狩支庁告示第 7 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 3 月27日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務（汚泥処理 1 トン当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成21年 3 月 4 日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社 C & R
(2) 住 所 苫小牧市字静川 5 番地の 4
- 4 落札金額
19,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 1 月 9 日付け北海道石狩支庁告示第 2 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道札幌土木現業所管理部管理課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 2 番 1 号

北海道後志支庁告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 3 月27日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 複写機賃貸借契約その 1
デジタル複写機等の賃貸借（1 台分） 一式 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価
(2) 複写機賃貸借契約その 2
デジタル複写機等の賃貸借（1 台分） 一式 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価
(3) 複写機賃貸借契約その 3
デジタル複写機等の賃貸借（2 台分） 一式 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価
(4) 複写機賃貸借契約その 4
デジタル複写機等の賃貸借（1 台分） 一式 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価

(5) 複写機賃貸借契約その5 デジタルカラー複写機等の賃貸借（5台分） 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価	使用料金（モノクロ、10,001枚以上） 1枚当たり 3円80銭
2 落札を決定した日 平成21年3月4日	(4) 複写機賃貸借契約その4
3 落札者の氏名及び住所	基本料金 1月当たり 23,000円
(1) 複写機賃貸借契約その1	使用料金（モノクロ、1枚以上1,000枚まで） 1枚当たり 4円
ア 氏 名 株式会社フルムラ商会	使用料金（モノクロ、1,001枚以上5,000枚まで） 1枚当たり 4円
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号	使用料金（モノクロ、5,001枚以上） 1枚当たり 3円80銭
(2) 複写機賃貸借契約その2	(5) 複写機賃貸借契約その5
ア 氏 名 株式会社山三江川商店	基本料金 1月当たり 26,900円
イ 住 所 岩内郡岩内町字栄3番地の4	使用料金（モノクロ、1枚以上） 1枚当たり 4円
(3) 複写機賃貸借契約その3	使用料金（カラー、1枚以上1,000枚まで） 1枚当たり 31円
ア 氏 名 株式会社北光堂	使用料金（カラー、1,001枚以上3,000枚まで） 1枚当たり 26円
イ 住 所 小樽市花園4丁目1番2号	使用料金（カラー、3,001枚以上） 1枚当たり 21円
(4) 複写機賃貸借契約その4	5 契約の相手方を決定した手続
ア 氏 名 株式会社北光堂	一般競争入札
イ 住 所 小樽市花園4丁目1番2号	6 一般競争入札の公告
(5) 複写機賃貸借契約その5	平成21年1月20日付け北海道後志支庁告示第1号
ア 氏 名 株式会社フルムラ商会	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号	(1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
4 落札金額	(2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号
(1) 複写機賃貸借契約その1	
基本料金 1月当たり 36,000円	
使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） 1枚当たり 4円	
使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） 1枚当たり 4円	
使用料金（モノクロ、10,001枚以上） 1枚当たり 3円80銭	
(2) 複写機賃貸借契約その2	
基本料金 1月当たり 42,600円	
使用料金（モノクロ、1枚以上20,000枚まで） 1枚当たり 3円50銭	
使用料金（モノクロ、20,001枚以上） 1枚当たり 3円30銭	
(3) 複写機賃貸借契約その3	
基本料金 1月当たり 27,800円	
使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） 1枚当たり 4円	
使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） 1枚当たり 4円	

北海道後志支庁告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年3月27日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機賃貸借契約その1

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(2) 複写機賃貸借契約その2

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(3) 複写機賃貸借契約その3

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(4) 複写機賃貸借契約その4

デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(5) 複写機賃貸借契約その5

デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

- (6) 複写機賃貸借契約その6
デジタルカラー複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (7) 複写機賃貸借契約その7
デジタル複写機等の賃貸借 一式 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- 2 落札を決定した日
平成21年 3 月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 複写機賃貸借契約その1
ア 氏 名 有限会社日進堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (2) 複写機賃貸借契約その2
ア 氏 名 有限会社日進堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (3) 複写機賃貸借契約その3
ア 氏 名 有限会社日進堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (4) 複写機賃貸借契約その4
ア 氏 名 有限会社平和事務機
イ 住 所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目
- (5) 複写機賃貸借契約その5
ア 氏 名 有限会社平和事務機
イ 住 所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目
- (6) 複写機賃貸借契約その6
ア 氏 名 有限会社川端文化堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- (7) 複写機賃貸借契約その7
ア 氏 名 有限会社日進堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- 4 落札金額
- (1) 複写機賃貸借契約その1
- | | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 26,600円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上20,000枚まで） | 1枚当たり | 3円 |
| 使用料金（モノクロ、20,001枚以上30,000枚まで） | 1枚当たり | 2円80銭 |
| 使用料金（モノクロ、30,001枚以上40,000枚まで） | 1枚当たり | 2円60銭 |
| 使用料金（モノクロ、40,001枚以上50,000枚まで） | 1枚当たり | 2円40銭 |

- 使用料金（モノクロ、50,001枚以上） 1枚当たり 2円20銭
- (2) 複写機賃貸借契約その2
- | | | |
|----------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 13,300円 |
| 使用料金（カラー、1枚以上4,000枚まで） | 1枚当たり | 17円 |
| 使用料金（カラー、4,001枚以上6,000枚まで） | 1枚当たり | 17円 |
| 使用料金（カラー、6,001枚以上） | 1枚当たり | 17円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上） | 1枚当たり | 5円 |
- (3) 複写機賃貸借契約その3
- | | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 15,000円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） | 1枚当たり | 3円50銭 |
| 使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） | 1枚当たり | 3円 |
| 使用料金（モノクロ、10,001枚以上15,000枚まで） | 1枚当たり | 2円80銭 |
| 使用料金（モノクロ、15,001枚以上） | 1枚当たり | 2円70銭 |
- (4) 複写機賃貸借契約その4
- | | | |
|--------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 19,000円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上10,000枚まで） | 1枚当たり | 3円30銭 |
| 使用料金（モノクロ、10,001枚以上） | 1枚当たり | 2円90銭 |
| 使用料金（カラー複写、1枚以上） | 1枚当たり | 18円 |
| 使用料金（カラープリント、1枚以上） | 1枚当たり | 15円 |
- (5) 複写機賃貸借契約その5
- | | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 11,000円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） | 1枚当たり | 3円60銭 |
| 使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） | 1枚当たり | 3円20銭 |
| 使用料金（モノクロ、10,001枚以上15,000枚まで） | 1枚当たり | 2円90銭 |
| 使用料金（モノクロ、15,001枚以上） | 1枚当たり | 2円70銭 |
- (6) 複写機賃貸借契約その6
- | | | |
|-------------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 18,800円 |
| 使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） | 1枚当たり | 3円50銭 |
| 使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） | 1枚当たり | 2円95銭 |
| 使用料金（モノクロ、10,001枚以上15,000枚まで） | 1枚当たり | 2円80銭 |
| 使用料金（モノクロ、15,001枚以上） | 1枚当たり | 2円70銭 |
| 使用料金（カラー、1枚以上1,000枚まで） | 1枚当たり | 19円 |
| 使用料金（カラー、1,001枚以上） | 1枚当たり | 18円 |
- (7) 複写機賃貸借契約その7
- | | | |
|------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 15,200円 |
|------|-------|---------|

使用料金（モノクロ、1枚以上5,000枚まで） 1枚当たり 3円50銭 使用料金（モノクロ、5,001枚以上10,000枚まで） 1枚当たり 3円 使用料金（モノクロ、10,001枚以上15,000枚まで） 1枚当たり 2円80銭 使用料金（モノクロ、15,001枚以上） 1枚当たり 2円70銭 使用料金（カラー、1枚以上） 1枚当たり 18円	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年1月27日付け北海道後志支庁告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	
北海道後志支庁告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年3月27日 北海道後志支庁長 宮 木 康 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 自動車の賃貸借契約その1 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 (2) 自動車の賃貸借契約その2 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 (3) 自動車の賃貸借契約その3 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 (4) 自動車の賃貸借契約その5 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 (5) 自動車の賃貸借契約その6 乗用自動車の賃貸借契約 2台 一式 1月当たりの単価 (6) 自動車の賃貸借契約その7 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 (7) 自動車の賃貸借契約その8 乗用自動車の賃貸借契約 2台 一式 1月当たりの単価 (8) 自動車の賃貸借契約その9 乗用自動車の賃貸借契約 1台 一式 1月当たりの単価 2 落札を決定した日	平成21年3月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 自動車の賃貸借契約その1 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌 イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1 (2) 自動車の賃貸借契約その2 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌 イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1 (3) 自動車の賃貸借契約その3 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌 イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1 (4) 自動車の賃貸借契約その5 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌 イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1 (5) 自動車の賃貸借契約その6 ア 氏 名 株式会社ホンダカーズ札幌中央 イ 住 所 札幌市白石区南郷通3丁目南7番地 (6) 自動車の賃貸借契約その7 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌 イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1 (7) 自動車の賃貸借契約その8 ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース新札幌 イ 住 所 札幌市豊平区美園3条6丁目3 (8) 自動車の賃貸借契約その9 ア 氏 名 株式会社ホンダカーズ札幌中央 イ 住 所 札幌市白石区南郷通3丁目南7番地 4 落札金額 (1) 自動車の賃貸借契約その1 1月当たりの単価 28,800円 (2) 自動車の賃貸借契約その2 1月当たりの単価 28,800円 (3) 自動車の賃貸借契約その3 1月当たりの単価 21,000円 (4) 自動車の賃貸借契約その5 1月当たりの単価 25,400円

- (5) 自動車の賃貸借契約その 6
1 月当たりの単価 46,900円
- (6) 自動車の賃貸借契約その 7
1 月当たりの単価 29,200円
- (7) 自動車の賃貸借契約その 8
1 月当たりの単価 39,500円
- (8) 自動車の賃貸借契約その 9
1 月当たりの単価 24,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 2 月 3 日付け北海道後志支庁告示第 3 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部地域政策課
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

道 立 緑ヶ丘 病 院 告 示**北海道立緑ヶ丘病院告示第20号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 3 月27日

北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 勝 三

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成21年 3 月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 番地
- 4 落札金額
39,942,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 1 月20日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第 1 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課
- (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘 1 番地

道教育庁上川教育局告示**北海道教育庁上川教育局告示第16号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 3 月27日

北海道教育庁上川教育局長 辻 敏 裕

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1 月当たりの単価）（高等学校普通科 148台）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1 月当たりの単価）（高等学校職業科 42台）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。**(3) 契 約 期 間**

ア 平成21年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年 6 月 1 日から平成26年 5 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 北海道旭川東栄高等学校、北海道名寄高等学校、北海道上川高等学校及び北海道上富良野高等学校

イ 北海道旭川農業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者で

あること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成21年3月27日から4月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁上川教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課） (2) 入札日時 ア 平成21年5月8日（金） 午前10時 イ 平成21年5月8日（金） 午前11時 （送付による場合は、平成21年5月7日（木）までに必着のこと。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス： kamikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。	北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-4944 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 148 1 set b. Personal Computer 42 1 set B. Bidding date and time : a. 10:00 A.M., May 8, 2009 b. 11:00 A.M., May 8, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than May 7, 2009.) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan Phone : 0166-46-4944 道教育庁根室教育局告示
---	---

北海道教育庁根室教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月27日

北海道教育庁根室教育局長 増 田 幸 政

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（普通科高等学校用）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（職業科高等学校用）

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成21年6月1日から平成27年5月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年6月1日から平成26年5月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 履 行 場 所

ア 北海道標津高等学校及び北海道羅臼高等学校

イ 北海道別海高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年3月27日（金）から同年4月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地
北海道教育庁根室教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁根室教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁3階 北海道根室支庁大会議室（送付による場合は、郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 北海道教育庁根室教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時

ア 平成21年5月12日（火）午前10時

イ 平成21年5月12日（火）午前10時30分

（送付による場合は、平成21年5月11日（月）必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合はA4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量170グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（メールアドレス：nemukyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁根室教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話番号 0153-23-6924 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Personal Computer 74 1 set b. Personal Computer 42 1 set B. Bid tendering date and time : a. 10:00 A.M., May 12, 2009 b. 10:30 A.M., May 12, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than May 11,2009.) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Nemuro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 3-28, Tokiwa, Nemuro-City, Hokkaido, 087-8588, Japan Phone : 0153-23-6924	(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年8月1日から平成25年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達をする物品等に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。 (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年3月27日（金）から4月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道立教育研究所庶務部事業課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所2階大講義室 (送付による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課) (2) 入 札 日 時 平成21年5月8日（金）午前10時30分（送付による場合は、同年5月7日（木）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第7号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年3月27日 北海道立教育研究所長 西 村 守 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 オンライン実習機器更新に係る賃貸借 一式（1月当たりの単価）	

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量190グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のウ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立教育研究所庶務部事業課
(2) 所在地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地
電話番号 011-386-4511

10 Summary

- A. Nature and quantity of the products and services to be purchased :
Lease to update the current system of on-line practice
B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 8, 2009 (Mailed bids must arrive no later than May 7, 2009.)
C. Contact : Negotiations Section, General Affairs Department, Hokkaido Education Research Institute, 42 Banchi, Higashi Machi, Bunkyo-dai, Ebetsu-shi, Hokkaido 069-0834 Japan
Phone : 011-386-4511

道 公 安 委 員 会 規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 2 号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安

委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「北海道公安委員会が指定する」を「別表第 3 の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく」に改め、同条第 6 項を削る。

別表第 2 に次のように加える。

道路交通法（昭和35年法律第105号）	第98条第 5 項及び第99条の 6 第 1 項
---------------------	--------------------------

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 4 条関係）

遺失物法施行規則	第 5 条第 1 項
警備業法	第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第39条第 2 項
道路交通法	第98条第 5 項及び第99条の 6 第 1 項

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 3 号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表 4 一般国道236号の項中「帯広市幸福町東 3 線」を「河西郡中札内村協和東 3 線248番 9 」に改め、同表一般国道393号の項中「小樽市奥沢 4 丁目29番」を「虻田郡倶知安町北 4 条東10丁目 1 番 5 」に改め、同表道道トマムインター線の項の次に次のように加える。

道道 中札内インター線	河西郡中札内村大通北 1 丁目19番 1 地先から河西郡中札内村協和東 3 線248番 9 地先まで
-------------	--

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。